

<p>Y 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制，未经书面许可，不得转载、摘编等；</p>	<p>Y 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。</p>
<p>Y 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系内容，详见里兆律师事务所网站的订阅规则；</p>	<p>Y 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免责声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの受信にあたってのお願いをご覧ください。</p>
<p>Y 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的“里兆法律资讯”栏目；</p>	<p>Y 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「里兆法律情報」の欄をご覧ください。</p>
<p>Y 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系联系。</p>	<p>Y ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご連絡ください。</p>

Issue 17 • 2006/07/01 ~ 2006/07/07

一、相关新法令及新政策

I 财政部、国家税务总局关于基本养老保险费、基本医疗保险费、失业保险费、住房公积金有关个人所得税政策的通知

【发布单位】财政部、国家税务总局
 【发布文号】财税【2006】10号
 【发布日期】2006-06-27
 【施行日期】2006-06-27
 【提 示】该通知规定：

- n 企事业单位和个人按照相关比例和标准缴付基本养老保险费、基本医疗保险费、失业保险费和住房公积金，允许在个人应纳税所得额中扣除，免征个人所得税；否则，应将超额缴付部分并入个人当期的工资、薪金收入，计征个人所得税。
- n 个人实际领（支）取原提存的基本养老保险金、基本医疗保险金、失业保险金和住房公积金时，免征个人所得税。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200607070831488777>

一、関係する新法令及び新政策

I 基本養老保険料、基本医療保険料、失業保険料、住宅積立金の個人所得税政策についての財政部、国家税務総局による通知

【発布機関】財政部、国家税務総局
 【発布番号】财税【2006】10号
 【発布日】2006-06-27
 【施行日】2006-06-27
 【コメント】この通知では次のように規定しています。

- n 企業及び事業団体や個人が、係る比率と基準に従って、基本養老保険料、基本医療保険料、失業保険料及び住宅積立金を納付する場合、個人の課税所得額から控除し、個人所得税の免除を認める。そうでない場合には、超過納付部分を個人の当期の給与、給料所得と一緒にし、個人所得税を計上して徴収しなければならない。
- n 個人がもともと積み立てていた基本養老保険金、基本医療保険金、失業保険金及び住宅積立金を実際に受け取る場合、個人所得税は免除となる。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200607070831488777>

I 关于进一步加强上海市涉外调查管理工作的通知

【发布单位】上海市委宣传部、上海市统计局、上海市教育委员会
【发布日期】2006-06-22
【施行日期】2006-06-22
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai7599.html>

I 上海市涉外調査管理業務を更に強化することについての通知

【発布機関】上海市委宣传部、上海市統計局、上海市教育委員会
【発布日】2006-06-22
【施行日】2006-06-22
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai7599.html>

I 来料加工貿易免稅管理辦法（試行）

【发布单位】上海市国家税务局
【发布文号】沪国税进【2006】29号
【发布日期】2006-06-27
【施行日期】2006-06-27
【提 示】该办法规定：
n 出口企业取得税务机关出具的《来料加工貿易免稅證明》后，可向主管其征稅的稅務機關申請辦理免稅其加工或委託加工貨物及其加工收入的增值稅和消費稅。
n 申請開具《來料加工貿易免稅證明》的企業範圍為：已辦理出口貨物免稅認定，對外簽訂來料加工貿易合同並辦理海關來料加工登記手冊的各類出口企業，具體包括外貿企業和有進出口經營權的生產企業。
n 上海市負責出具《來料加工貿易免稅證明》的稅務機關是上海市國家稅務局第三分局。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.csi.sh.gov.cn/qb/csi/csfq/sw/jckss/userobject7ai21453.html>

I 來料加工貿易免稅管理弁法（試行）

【発布機関】上海市国家稅務局
【発布番号】滬国税進【2006】29号
【発布日】2006-06-27
【施行日】2006-06-27
【コメント】この弁法では次のように規定しています。
n 輸出企業は稅務機關が発行した「來料加工貿易免稅證明」を取得した後、その企業からの徵稅を管轄する稅務機關に対し、その企業が加工した又は委託加工した貨物及びその企業の加工所得の增值稅と消費稅の免除手續を申請することができる。
n 「來料加工貿易免稅證明」の發給を申請する企業の範圍は、すでに輸出貨物の稅金免所還付の認定手續きを済ませており、對外的に來料加工貿易契約を締結し、稅関での來料加工登記手帳を済ませた各種の輸出企業であり、具体的には外國貿易企業と輸出入經營權を有する生産企業を含む。
n 上海市で「來料加工貿易免稅證明」の發給を担当する稅務機關は、上海市國家稅務局第三分局である。
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
<http://www.csi.sh.gov.cn/qb/csi/csfq/sw/jckss/userobject7ai21453.html>

I 国家安全生产监督管理总局关于做好建设项目安全监管工作的通知

【发布单位】国家安全生产监督管理总局
【发布文号】安监总协调【2006】124号
【发布日期】2006-06-30
【施行日期】2006-06-30
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.chinasafety.gov.cn/2006-06/30/content_175742.htm

I 建設プロジェクト安全監督業務で最善を尽くすことについての国家安全生产監督管理総局による通知

【発布機関】國家安全生產監督管理總局
【発布番号】安監總協調【2006】124号
【発布日】2006-06-30
【施行日】2006-06-30
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
http://www.chinasafety.gov.cn/2006-06/30/content_175742.htm

I 关于发布《清洁生产标准 啤酒制造业》等八项国家环境保护行业标准的公告

【发布单位】国家环境保护总局
【发布文号】国家环境保护总局公告 2006 年第 31 号
【发布日期】2006-07-03
【施行日期】2006-10-01
【提 示】根据该公告，以下八项标准为国家环境保护行业标准。标准名称及编号如下：
n 清洁生产标准 啤酒制造业 HJ/T 183-2006
n 清洁生产标准 食用植物油工业（豆油和豆粕） HJ/T 184-2006
n 清洁生产标准 纺织业（棉印染） HJ/T 185-2006
n 清洁生产标准 甘蔗制糖业 HJ/T 186-2006
n 清洁生产标准 电解铝业 HJ/T 187-2006
n 清洁生产标准 氮肥制造业 HJ/T 188-2006
n 清洁生产标准 钢铁行业 HJ/T 189-2006
n 清洁生产标准 基本化学原料制造业（环氧乙烷/乙二醇） HJ/T 190-2006

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.zhb.gov.cn/eic/649086823917682688/20060706/19541.shtml>

【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

I 限制外资进入中国房地产业的政策近期可能出台

为平抑房价，国家外汇管理局、建设部和商务部等拟对外资进入中国房地产业开出技术性限制措施。新政策将包括如何界定真正的外商直接投资和以投机为目的的热钱，对非中国居民在中国境内购买房产，将执行严格的审批和登记制度，甚至可能量化为每位非中国居民只能购买一至两套用来居住的住房，并在一定期限内不准转让。

在 2002 年中国取消了外销房和内销房的区别

I 「クリーンな生産基準 ビール製造業」等の 7 項目の国家環境保護業種基準を發布することについての公告

【発布機関】国家環境保護総局
【発布番号】国家環境保護総局公告 2006 年第 31 号
【発布日】2006-07-03
【施行日】2006-10-01
【コメント】この公告によれば、次の 8 項目の基準が国家環境保護業種基準です。基準名称及び番号は次の通りです。
n クリーンな生産基準 ビール製造業 HJ/T 183-2006
n クリーンな生産基準 食用植物油工業（大豆油及び豆粕） HJ/T 184-2006
n クリーンな生産基準 紡績業（棉染色） HJ/T 185-2006
n クリーンな生産基準 甘蔗製糖業 HJ/T 186-2006
n クリーンな生産基準 電解アルミ業 HJ/T 187-2006
n クリーンな生産基準 窒素肥料製造業 HJ/T 188-2006
n クリーンな生産基準 製鉄工業 HJ/T 189-2006
n クリーンな生産基準 基本化学原料製造業（エポキシエタン/エチレングリコール） HJ/T 190-2006

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
<http://www.zhb.gov.cn/eic/649086823917682688/20060706/19541.shtml>

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関係する新たな情報

I 外資の中国不動産業への進出を規制する政策が近日中に発布されると見込まれる

住宅価格を抑制して安定させるために、国家外国為替管理局、建設部及び商務部は、外資が中国の不動産業に進出することについて、技術的な制限措置を講じようとしている。新政策には、真の意味での外商直接投資と投機目的のホットマネーとをどのように区別するか、非中国居住民が中国域内で不動産を購入する場合に、厳格な審査批准と登記制度を執行すること、ひいては非中国居住民 1 人あたりにつき 1 部屋から

后，外资投资中国房地产没有了任何政策障碍。由此，中国也成为国际货币基金组织 187 个成员国中少数几个对房地产投资没有限制的国家。2004 年出现了大量境外人士到境内购买房地产的情形，在一些沿海城市明显带有投机性质。中国对外资投资房地产设限的呼声从 2005 年开始逐渐明朗。

另外，国家发展和改革委员会目前正在再次修订《外商投资产业指导目录》。根据目前建设部正酝酿出台的新政策，有关人士预计新版《外商投资产业指导目录》也将做相应调整。现行《外商投资产业指导目录》中的外商投资普通住宅开发建设房地产业，也许将不再享受列入“鼓励类”目录的优待。

（摘自 2006 年 07 月 07 日《第一财经日报》，
里兆律师事务所整理编写）

I 反垄断法出台仍无时间表

关于反垄断法（草案）什么时候通过，全国人大常委会法制工作委员会副主任信春鹰最近表示，全国人大常委将对反垄断法（草案）进行初次审议，但对于这部法律的出台并没有时间表，全国人大常委会将进一步听取各方面的意见。

（摘自 2006 年 06 月 30 日《上海证券报》，
里兆律师事务所整理编写）

I 上海市将开展境外人员就业专项检查

上海市劳动和社会保障局决定对用人单位依法聘用外国人和台、港、澳人员情况开展为期一个月的专项检查。

本次专项检查的重点是用人单位为其聘用的外国人和台、港、澳人员办理《外国人就业证》和《台港澳人员就业证》的情况。对检查发现的未办理《台港澳人员就业证》或未办理聘用台、港、澳人员登记备案手续的用人单位，劳动和社会保障部门将责令其限期改正，处以罚款并通过新闻媒体进行曝光。对未按规定申领就业证的外国人和聘用外国人的用人单位，劳动和社会保障部门将移送公安机关。公安机关将按照相关规定，对涉案个人和单位作出终止任职或者就业、罚款、

2 部屋までの居住用住宅しか購入できず、また、一定期間内は譲渡を認めないといった内容が含まれるもようである。

2002 年に中国が海外向販売と国内向販売との区別を撤廃した後、外資による中国不動産への投資には政策上の障碍は何もなくなった。そのため、中国の国際通貨基金の 187 の加盟国における不動産投資に制限のない数少ない国となった。2004 年には、数多くの外国人が中国域内にやって来て、不動産を購入するという現象がみられ、一部の沿海土地では投機的な性質が顕著にみられた。中国は外資による不動産投資に制限を設定すべきだという声が、2005 年から徐々に高まってきた。

また、国家発展改革委員会は現在、「外商投資産業指導目録」の新たな改正を進めている。現在、建設部が新たな政策の公布を検討しており、ある関係者の予測によれば、「外商投資産業指導目録」も相応に調整が行なわれるとしている。現行の「外商投資産業指導目録」の中の外商投資一般住宅開発建設不動産業は、今後は、「奨励類」目録に組み込まれるといった優待を受けないかもしれない。

（2006 年 7 月 7 日付「第一財經日報」より抜粋し、
里兆法律事務所が再編集）

I 独占禁止法の発布については未だに日程が定まらず

独占禁止法（草案）がいつ可決されるかについて、全国人民代表代表会常務委員会法制工作委员会副主任の信春鷹氏によれば、全国人民代表代表会常務委員会は独占禁止法（草案）について一回目の審議を行なっているが、この法律の発布については日程が決まっているわけではなく、全国人民代表代表会常務委員会は、引き続き各界の意見を聴取しているとのことである。

（2006 年 6 月 30 日付「上海証券報」より抜粋し、
里兆法律事務所が再編集）

I 上海市は外国人の就業のための個別検査を実施する

上海市労働社会保障局は、雇用主が外国人や台湾、香港、マカオの人員を適法に雇用しているかどうかの状況について、1ヶ月にわたる個別の検査を実施することを決めた。検査の結果、「台湾香港マカオ人員就業証」や台湾、香港、マカオの人員を雇用するための登記届出手続を済ませていないことが発覚した雇用主に対しては、労働社会保障部門は期限を設定した上でこれを是正するよう命じ、罰金を科すと同時にマスコミを通じて企業名が公開される。規定通りに就業証の手続きを済ませていない外国人と外国人を雇用した雇用主については、労働社会保障部門がこれを公安機関に移送する。公安機関は関係規定に従って、事件にかかわりのある個人と雇用主に対し、就業の中止又は就業、罰

期限出境等处理。

(摘自 2006 年 07 月 07 日“中国上海”政府门户网站, 里兆律师事务所整理编写)

I 关于上海外高桥保税区企业在区外设立分公司的有关问题

2006 年 05 月 15 日, 上海外高桥保税区管理委员会经济贸易处、上海市浦东新区工商行政管理局外高桥保税区分局联合出台了《关于外高桥保税区企业工商管理若干问题的通知》(以下简称“《通知》”)。根据该《通知》:

1. 保税区内贸易、分拨类企业在根据《外商投资商业领域管理办法》【商务部令 2004 年第 8 号】获得分销权后, 可以在区外设立从事分销业务的分公司;
2. 对于保税区内尚未获得分销权的贸易、分拨类企业, 可以在区外设立“从事母公司经营范围内的联络、咨询业务”的分公司;
3. 保税区内生产、货代、研发、咨询等类型的企业, 可以在区外设立从事相关业务的分公司。

律师根据《通知》出台以来的实务经验, 以及和相关政府部门的沟通情况, 简要总结并提供如下信息:

1. 《通知》的出台, 在立法程序上存在一些瑕疵, 相关上级政府主管部门对《通知》的效力未予认可。
2. 各级相关政府部门对《通知》的上述规定在实务中的可行性意见不一。目前的倾向性意见为: 上述规定 1, 可以操作; 上述规定 2 和 3, 目前暂不能操作。
3. 关于保税区企业在区外设立分公司的有关问题, 各级相关政府部门仍在内部沟通研究, 但目前尚未形成统一的书面意见。

对于上述问题, 律师认为:

1. 《通知》的上述规定所提及的内容, 具备一定的法律和法理依据, 其立法程序上的瑕疵是导致《通知》的效力未被认可的主要原因之一。
2. 在相关政府部门形成统一意见之前, 如果保税区企业拟在区外设立分公司, 建议直接或者通过律师与相关政府部门进行逐级沟通确认, 并个案处理。

以上, 律师将继续关注上述问题, 持续性地与相关政府部门进行沟通交流, 并酌情将最新情况在今后的《里兆法律资讯》中向读者补充介绍。

【备注】

查看《关于外高桥保税区企业工商管理若干问题的通知》, 请点击以下网址:

金、期限付出国等の処分を行なう。

(2006 年 7 月 7 日「中国上海」オフィシャルポータルサイトより抜粋し、里兆法律事務所が再編集)

I 上海外高桥保税区企業が区外分公司を設立することについて

2006 年 5 月 15 日、上海外高桥保税区管理委员会经济贸易处と上海市浦东新区工商行政管理局外高桥保税区分局が「外高桥保税区企業工商管理の若干の問題についての通知」(以下「『通知』」)を共同で発布した。この「通知」によれば、次の通りとされている。

1. 保税区内の貿易・配送型企業は、「外商投資商業領域管理弁法」【商務部令 2004 年第 8 号】に基づき国内販売権を取得した後は、区外に国内販売業務を取り扱う分公司を設立することができる。
2. 保税区内の国内販売権を取得していない貿易・配送型企業については、区外に「親会社の経営範囲内の連絡、コンサルティング業務を取り扱う」分公司を設立することができる。
3. 保税区内の生産、貨運代理、R&D、コンサルティング系の企業は、区外に「関係業務を取り扱う」分公司を設立することができる。

「通知」の公布後の実務経験、及び、関係政府部門へのヒアリング結果を簡潔にまとめると次のようになる。

1. 「通知」の公布は、立法手続上、瑕疵が存在しており、関係する上級政府部門は「通知」の効力を認めていない。
2. 各級の関係政府部門は「通知」の上記規定の実務上での実行可能性について意見が一致していない。現時点でやや多い意見は、上記規定の 1 は可能だが、上記規定の 2 と 3 は現在のところ不可能であるというものである。
3. 保税区企業が区外に分公司を設立することについて、各レベルの関係政府部門は未だに内部で意見交換と検討をしているが、現在のところ、統一された書面での意見はまだ公表されていない。

上記の問題について、弁護士の見解は以下の通りである。

1. 「通知」の上記規定に言及される内容には、一定の法律及び法理上の根拠があり、その立法手続上の瑕疵が、結果的に「通知」の効力が認められないでいる主な原因の 1 つとなっている。
2. 関係政府部門の意見が統一されるまでは、保税区企業が区外に分公司を設立する場合には、関係政府部門に直接又は弁護士を通じ、地方から中央までのヒアリングを行なって確認し、事案ごとに処理を行なうとよい。

<http://www.waigaoqiao.gov.cn/Details/file.jses?id=13244>

(里兆律师事务所 2006 年 07 月 07 日整理编写)

以上。本誌では上記問題については引き続き関心を払い、関係政府部門へのヒアリングを継続的に続け、状況を判断しながら今後の「里兆法律情報」の中で皆様にご紹介させていただきます。

【備考】

「外高橋保税區企業工商管理の若干の問題についての通知」をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。

<http://www.waigaoqiao.gov.cn/Details/file.jses?id=13244>

(里兆法律事務所が 2006 年 7 月 7 日付けで作成)